

首都圏等における移住プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、首都圏等における移住プロモーション業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

「首都圏等における移住プロモーション業務委託仕様書」(以下「業務委託仕様書」という。)のとおり。

3 委託業務に関する予算額（契約限度額）

10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※ 上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定する。

4 企画及び事業実施に当たっての注意事項、条件等

- (1) 経費の内訳の範囲内であれば、事業趣旨に沿った企画を任意で追加しても差し支えない。
- (2) 当事業は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合がある。
- (3) 事業の実施に伴い、必要となる備品類については、原則としてリース又はレンタルで対応すること。
- (4) 本事業の実施は、令和6年2月富山県議会での富山県一般会計予算の成立が条件となる。

5 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により業者を決定する。

プロポーザルの申込みがあった業者から提出された企画書及びプレゼンテーションの内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした業者を委託候補者として選定する。

6 プロポーザルの参加手続等

プロポーザルへの参加を希望される場合は、様式1「参加申込書」を令和6年3月22日（金）午後3時（必着）まで電子メールにて提出すること。（必ず電話で着信の確認をお願いします。）

7 プロポーザルの参加資格、条件等

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 次のいずれにも該当しない者。

- ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。
- エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

8 企画に係る評価項目（各20点、計100点）

- (1) 業務委託仕様書に定める事業趣旨や事業実施の目的を十分に理解し、かつ、ターゲット分析がしっかりなされた上で、新たな移住希望者の掘り起こしや移住者の増加につながる効果的な取組みが提案されているか。
- (2) セミナーのコンセプトやテーマ等が的確に設定されているか。
- (3) 大相談会及びセミナーの集客目標（セミナー30名～40名程度）達成のため、具体的かつ実現性が高い手法や手段が提案されているか（集客目標設定をしっかりと行っているか。また、「くらしたい国、富山」推進本部が運営するSNS等のフォロワーの新規獲得に向けた効果的な内容・手法となっているか）
- (4) 事業を円滑かつ確実に実施できる体制・スケジュールとなっているか。
- (5) 事業内容の質・量ともに見積金額に見合ったものとなっているか。また、費用対効果が優れているか。

9 企画書等の提出

プロポーザル参加申込書を提出した者（以下「参加事業者」という。）は、業務委託仕様書を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年4月3日（水）午後3時（必着）

(2) 提出方法

ファイル形式はPDFとし、県が指定する下記URLからアップロード願います。

<https://toyama-pref.app.box.com/f/88c7c061228e4014a3cda390dca0a8f7>

(3) 提出書類

次の①～③の書類を上記提出方法にて提出してください。

① 企画提案書

・別紙「仕様書」を参照のうえ、提案すること。なお、本事業の目的、趣旨に沿った提案であり、委託金額の上限の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し支えない。

・業務スケジュールなどを具体的に示すこと。

②経費見積書

・見積金額は、上記3の金額（10,000,000円）の範囲内で作成すること。また、経費の内訳が具体的にわかるように記載すること。

③業務実施体制報告書（任意様式）

・会社概要

・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制など

・過去の類似事例の受注実績

（4）質問及び回答

委託業務に関する質問は、令和6年3月22日（金）午後3時（必着）まで受け付けるものとし、受け付けた質問に関する回答は令和6年3月27日（水）までに全ての参加者に通知をする。質問は原則として電子メールによるものとする。

10 審査方法及び審査結果

（1）企画提案書による書面審査及びプレゼンテーションによる審査により委託候補者を決定する。

①書面審査

参加申込者が多数の場合、企画提案書等に基づく一次審査（書類審査）を実施し、3社程度をプレゼンテーション審査の対象とする。

②プレゼンテーションの日時（予定）

・令和6年4月上旬 ※後日個別に連絡

③プレゼンテーションの会場（予定）

オンラインで実施

④その他

・プレゼンテーションは、別途日程調整のうえで実施する。

・プロポーザル参加者ごとのプレゼンテーションの持ち時間は、1社あたり20分程（説明15分、質疑応答5分）とする。

（2）審査結果は、後日、書面で採否のみ通知する。また、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

11 その他

（1）提出いただく案は、参加業者1社につき1案とする。

（2）次に掲げるものの提案は、無効とする。

①所定の期日及び場所に提出しなかったもの。

- ②今回のプロポーザルに関する条件又はあらかじめ指示した事項に違反したもの。
- (3) プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は、参加者負担とする。
 - (4) 委託候補者となった事業者と県は、内容を別途協議の上、契約を締結する（委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。委託候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、その実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、調整が整った場合に、随意契約の手続きを行うものである。）。
 - (5) 委託業務の著作権は、県に属するものとする。
 - (6) 受託者は、委託事業を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
 - (7) 参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること（任意様式）。
 - (8) この要領の内容に不明点がある場合には、県担当の指示に従うものとする。

1 2 今後のスケジュール（予定）

- (1) 参加申込・質問受付期限 3月22日（金）午後3時
- (2) 質問の回答 3月27日（水）
- (3) 書類提出期限 4月 3日（水）午後3時
- (4) プレゼンテーション 4月上旬

1 3 問い合わせ先

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県地方創生局ワンチームとやま推進室移住・交流促進担当
（富山県庁本館4階）
TEL：076-444-4496
E-mail：aijusokushin@pref.toyama.lg.jp